

津島税務署から確定申告のお知らせ

■申告書は自分で書いてお早めに!

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

とき 2月17日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時

※土日・祝日は開設していませんが、2月24日(月)・

3月1日(日)に限り開設します。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

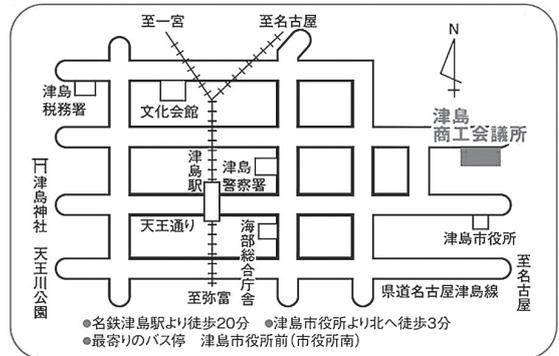
ところ 津島商工会議所(津島市立込町4の144)

申告・納付の期限

所得税および贈与税 3月16日(月)

個人事業者の消費税 3月31日(火)

●確定申告書は郵送などにより津島税務署へご提出ください。



■進化するスマート申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

【スマホで見やすい専用画面】

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方に加えて、令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

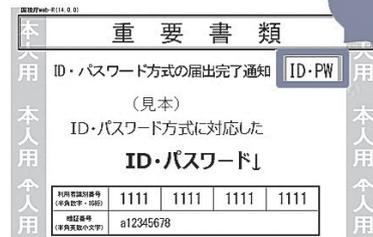
【e-Taxで手続完結】

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

(注)・タブレット端末からもご利用いただけます。

- ・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、津島税務署に郵送等で提出できます。



- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、津島税務署にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

問合せ先・申告書作成

- ・津島税務署 ☎0567(26)2161
- ・国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>
「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成することができます。



申告書の作成はこちらから!

※掲載2次元コードのリンク先は予告なく変更または削除する場合があります。

郵送先 〒496-8720 津島市良王町2の31の1 津島税務署

※期間中、津島税務署では申告書の提出はできますが、申告書の作成指導は行っていませんのでご了承ください。

■役場での申告について

役場会場でも臨時に確定申告の受け付けを行います。

会場は大変混み合いますので、速やかに申告ができるよう提出書類の確認等を事前に済ませて、「申告に必要なもの」を持参の上お越しく下さい。

とき 2月17日(月)～3月16日(月)※土日・祝日を除く 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※混雑状況により午前中に来場されても、午後からの相談になる場合もあります。

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しく下さい。

ところ 役場 3階 大会議室

申告に必要なもの(申告内容によって異なります)

認印、源泉徴収票、社会保険・生命保険・地震保険料などの控除証明書や領収書、障害者手帳など。

また、利用者識別番号をお持ちの方(以前の所得税確定申告の際にe-Taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または本町役場のパソコンを使用して提出された方))は通知書など番号が分かるものを持参の上お越しく下さい。

●次の方の申告相談は役場では受け付けできませんので、税務署申告会場(津島商工会議所申告会場)へお出掛けください。

- ・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方
- ・分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方
- ・平成31年1月1日から令和元年12月31日までに住宅を取得し、住宅借入金等特別控除などの申告をされる方、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
- ・過年分の申告をされる方

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

■確定申告をする方へ

マイナンバーの確認が必要です

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まり、確定申告書に「個人番号」の記入が必要となります。申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)が正しい番号であることの確認(番号確認)と、申告書等を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要です。

原則として、マイナンバーカード(個人番号カード=番号確認と身元確認)または通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)などで本人確認を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

☞<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

